



第10回全国中高教育模擬国連大会(AJEMUN)

A議場 PPまとめ

Afghanistan

--

Albania

権力を持てば、罪から逃れられるのか。否。私たちが守らなければならないのは、声なき被害者たちのための「平等な正義」だ。アルバニアは小国だが、この正義の天秤を脅かすいかなる圧力にも、決して屈しない。Albaniaは近年経済成長を遂げているが、以前経済規模は近隣国に比べ小さい小国だ。我が国はICCが政治的圧力を受けることなく、公平かつ独立して活動できる環境を整えることを目標としている。アルバニアは、その目標を達成するために、まず未締約国に対してローマ規定への批准を強く促す。即時の加盟が困難な場合は、第12条第3項に基づくICC管轄権受諾宣言の提出を推奨する。政策としては以下の通りで、司法関係者を保護する「司法職員防護基金」の創設、通信・情報管理体制の整備の推進、ICCが発行した逮捕状及び証拠収集要請についての協力要請、加盟国によるiccの評価報告制度、締約国に対する人的、在的支援のさらなる拡充の要請を考えている。

司法職員防護基金は、ICC加盟国が任意拠出で資金を集め、大国の個人が犯した国際犯罪を調べた職員の身の安全などを保障するための救済パック作成にあてがう。現在の拠出金はICCの活動に使われており、新しい基金の作成の必要性がある。

通信整備に関しては、現在iccが使っているopendeskの開発をするエンジニアをより雇い、情報の守りをより強固にするよう求める。

ICCの評価報告制度は、締約国が持つ権利として提示したいもので、5年ごとにiccの活動をどう評価するかについての報告書を提出することができるというシステムを構築したい。しかし、政治的圧力による司法の独立性侵害を防ぐため、評価対象を個別の捜査ではなく予算や組織運営に限定するなどの対策を講じたい。

Australia

「手足のない巨人」。ICCは長年こう呼ばれてきた。我々オーストラリアは、この言葉を次のように捉えている。ICCは最高峰の法的正当性とその権限を持つ巨人でありながら、執行機関を持たず、単体で捜査や逮捕を行う手足がない。したがって、この巨人に実効性を与え、真に機能するものとなるためには、その手足となる、各国及び国連による協力が不可欠なのである。

しかし現実はどうだろうか。大国の政治的思惑によって付託すらされない重大事件の数々、職員や裁判所への妨害行為や、締約国が安保理付託の際の資金拠出を賄っているなど枚挙に遑がないほど多くの課題がある。我々は、これらの事実強い懸念を抱き、改革の必要性を訴え続けてきた。

今こそ、「不処罰なき世界」という理念のもと、ICCが本来あるべき姿に少しでも近づくよう、国際的



な「法の支配」の不可欠な柱として支え続けられるよう、私たちは改めて一致団結し協力していく必要がある。

その上で、ICCは政治的な場ではなく、あくまで法律と証拠に基づいて裁く、裁判所であることを再確認し、この前提を支えるものが各国の協力と補完性の原則によって成り立っていることを強調する。

これに基づき、我々は以下のことを最重要政策として掲げる。

1つ目は、検察局にある既存の「補完性と協力のフォーラム」を定期的を開催することだ。同フォーラムを単なる対話の場としてではなく、加盟国には協力の義務があることを今一度認識させることを目指す。

2つ目は、検察官局が運用する、証拠を収集・保存・分析しサイバー攻撃に対応するためのAIツール「OTP Link」や「OTP eDiscovery」の更なる強化である。職員や裁判所への妨害行為は、ICCの裁判機能そのものを揺るがす極めて悪質で許されない行為であることから、非難を続けるだけでなく、具体的な行動に移す重要性を強調したい。

最後に、我々オーストラリアはこの国際刑事裁判所およびその重大な国際犯罪に対する説明責任の確保という使命の揺るぎない支持者であり続けている。各国と国際連合による協力の重要性を第一に、ICCが完全体の巨人となれるよう、理想を追及し続ける。

Bangladesh

Barbados

Brazil

ブラジル連邦共和国にとって、国際刑事裁判所(ICC)を支えるローマ規程は、国内法において改正によっても廃止できない「憲法規範」と同等の地位を有する至高の法的義務である。我が国は、重大犯罪の不処罰を終わらせることが国際平和の礎であると確信し、その発展に主導的な役割を果たしてきた。

しかし現在、ICCは一部の大国による「選択的正義」と、警察権を持たず執行を加盟国に全面的に依存する構造的限界に直面している。特に、安保理常任理事国の拒否権により特定の事態が付託を免れる現状は、法の前の平等に反する。我が国は、安保理のみに依存しない、国連総会や締約国会議(ASP)の関与に基づく新たな事態付託経路の構築を提案する。

国家元首の免責に関しては、締約国の元首については一切の免責を認めず、刑事責任追及を優先すべきである。一方で、非締約国の元首については、国際的な対話の場を維持する外交任務の重要性に鑑み、国際慣習法に基づき外国の刑事管轄権からの免責を認めるべきである。不処罰の終焉という理想を、長年外交秩序を支えてきた国際慣習法の破壊によって成し遂げるべきではない。

また、実効性を高めるには、能力に応じた差別化されたアプローチが必要である。協力能力のあ



る国が義務を怠る場合には制裁的圧力を検討すべきだが、途上国に対しては「積極的補完性」に基づき、国内司法能力を向上させるための経済的・技術的支援をセットで行うべきである。ICCを「司法主権を侵害する脅威」から「国内司法を強化するパートナー」へと認識を再定義することこそが、普遍的な協力を引き出す鍵となる。

さらに、外部からの不当な制裁に対し、ASPが団結して職員を法的・経済的に守る「共同保護メカニズム」の確立と、分担金支払義務の徹底による「財政的自立」を強く求める。ブラジルは、法の支配と政治的現実を繋ぐ「知的な調整役」として、ICCが大国のエゴに左右されない公平で実効的な制度へと進化するために尽力する決意である。

Bulgaria

ブルガリア共和国は、国際刑事裁判所 (ICC) が国際社会における不処罰の撲滅と「法の支配」の確立において極めて重要な役割を果たしていることを深く認識し、ローマ規程の締約国として一貫してその活動を支持してきた。現在、国際情勢の緊張が高まる中で、ICCの独立性と実効性を維持・強化することは国際社会全体にとって極めて重要な課題である。

我が国はICCの実効性を向上させるために、締約国間の連携強化が不可欠であると考え。特に、逮捕状の執行や証拠提供における協力を円滑にするため、EU等の既存の地域枠組みを活用した情報共有プロセスの整備を推進すべきである。その際、各国の国内法と主権を十分に尊重した現実的なアプローチをとることが重要である。同時に、ICCの信頼性を高めるための組織・制度改革も急務である。独立専門家審査 (IER) の提言に基づき、裁判手続きの効率化と予算の透明性を進める必要がある。また、ICCの判事や検察官に対する外部からの不当な政治的圧力や制裁に対しては、締約国会議が一体となって裁判所の独立性を保護する明確な姿勢を示すべきである。

ブルガリアは、すべての締約国と建設的な対話を行い、法の支配を守りつつ持続可能な改革を実現する決議の採択に向けて貢献する所存である。

Burkina Faso

ブルキナファソは、重大な国際犯罪の不処罰を防止するという国際刑事裁判所 (ICC) の理念及び役割を支持する。一方で、ICCの実効性は権限の拡大のみで実現されるものではなく、加盟国からの信頼と協力によって支えられるものであると考える。

現在、一部加盟国では、事件選定や捜査対象に関する公平性や政治的中立性への懸念が生じている。こうした認識は、ICCへの協力や加盟国間の信頼に影響を及ぼしている。そのためブルキナファソは、ICCの実効性を向上させるために、まず公平性及び透明性を強化し、加盟国の信頼を回復することが重要であると考え。

具体的には、補完性原則の適用理由や事件選定理由について、証人保護及び捜査の機密性を損なわない範囲で説明責任を強化するとともに、ICC締約国会議 (ASP) の下で運用されている既存の監督制度 (Independent Oversight Mechanism等) を活用し、透明性に関する評価及び報告を充実させることを提案する。また、ICCは国内司法を代替する機関ではなく補完する機関であるとの原則を維持し、国連やアフリカ連合等と連携しながら各国の司法能力向上を支援することが重要であると考えている。

さらに、ICC改革においては、判事及び検察官の独立性を確保しつつ、説明責任を強化することが必要である。また、財政面では、加盟国の事情を考慮した持続可能な資金調達制度を構築するとともに、限られた予算を捜査能力や証人保護等、実効性向上に直結する分野へ重点的に配分す



るべきである。
ブルキナファソは、国家主権を尊重しつつ、透明性・公平性の向上、加盟国の信頼回復及び国際協力の促進を通じて、より実効性が高く、公平で持続可能な国際刑事司法制度の構築を目指す。

Cabo Verde

Cambodia

カンボジアでは、かつてクメール・ルージュ政権による自国民の大虐殺が起きました。そして、その重大な犯罪を国連との協定のもとでカンボジア特別法廷で裁きました。このような反省と経験から、私たちカンボジアはICCが国際司法において非常に重要な存在であると確信し、現在までの課題に基づいたICCの改革を強く求めます。そのため、今回のローマ規程締約国会議において、ICCの実効性および信頼性を高める改革の明文化を目指します。

私たちの目指す改革は、

1つ目に、侵略犯罪の管轄権拡大です。

これによって侵略犯罪を他の罪と同様に捜査できるようになり、侵略を抑止できます。

2つ目に、国連総会による付託制度の創設です。

これによって安全保障理事会において常任理事国が政治的な理由で拒否権を発動して付託を拒否することを回避でき、正当な判断によってICCが自由に捜査できるようになります。

3つ目に、ローマ規程非締約国の国家元首の免除規定の削除です。

これによって非締約国の元首の逮捕・引渡しを強制できるため、国家元首による犯罪を抑止できます。

4つ目に、ICC職員に対して制裁を加えた国への経済制裁です。

これによって締約国が連帯して制裁を課すことでより強い警告を与えることができるようになり、ICCの自由な捜査が実現できます。

5つ目に、EU型のブロッキング規則の導入です。

これによって締約国の企業や政府などに対して、ICC職員への制裁に従わないことを義務付けることができ、制裁を回避して公正で自由な捜査が保証できます。

6つ目に、予算構造の改善です。

これによって捜査費と運営費を分けることで費用の変動に柔軟に対応でき、財務の透明性を確保できます。また、単位選択性を導入することで各国が払える金額を任意に選択でき、分担金の延滞を防いでICCの運営を円滑にすることができます。

以上のような改革によってICCの捜査能力を高め、運営改善を図ります。

ICCがこれからも国際刑事法廷として適切に運営され、国際社会に普遍的な正義をもたらすことができるようにするために、以上の改革に関係各国の理解と協力を求めます。

Canada

カナダは、国際刑事裁判所の設立において中心的な役割を果たした国であり、国際刑事裁判所の運営、課題解決において欠かせない国であると自負している。ローマ会議では、カナダの外交



官フィリップ・キルシュが全体委員会議長を務め、犯罪の定義や裁判所の管轄権、手続などに関する交渉を主導した。また、カナダはローマ規程を国内で包括的に実施するため、「人道に対する罪及び戦争犯罪法」を制定し、ローマ規程を国内法に反映させた世界で最初の国となった。さらに、フィリップ・キルシュは初代国際刑事裁判所裁判官・所長を務め、2017年にはカナダ人のキンバリー・プロストも判事に選出されている。これらのことから、カナダは国際刑事裁判所を国際法秩序における重要な機関であり、一貫して国際刑事裁判所とその有効性を強く支持している。また、政治的圧力や判事、検察官など職員に対する威圧や制裁には断固として反対する。また、国際刑事裁判所の運営は各国の主権以外によって一切の妨害されるものではなく、ローマ規定に則って運営されるものであると信じている。そのため、各国の大統領や免責の対象となりうるものの権利や判断は、各国の主権ではなく個人の主権であるため、免責は適用されず、国際刑事裁判所の判断に委ねられるものである、と定めたい。よってローマ規程の条文に大統領を含むすべてのものに対して、有罪判決が下り、逮捕状が発行された時点で免責は認められない、という趣旨の条文を追加することを提案する。また、国際刑事裁判所単体の緊急基金を設立する。実効性の強化については国際刑事裁判所の権限の拡大として協力義務に対し、協力した国に対しての謝礼や補助制度の充実、協力が不十分であった国に対しては補助はなく違約金を発生させるシステムを提案する。また、逮捕状の執行力を強化するための監視、必要に応じて協力が不十分ではない国への罰則を設定することを提案する。

Chad

チャドは、ICCがジェノサイドや戦争犯罪、人道に対する罪など重大な国際犯罪の処罰に不可欠な機関であることを認め、国際刑事司法を支持する。その一方で、その運用は地域の平和維持や政治的安定との均衡を十分に考慮すべきであり、アフリカ連合(AU)をはじめとする地域機構との対話や、補完性原則に基づく各国の司法能力強化を通じて、ICCへの信頼を高める改革が必要だと考える。

チャドはICCの実効性を高めるため、新たに「事前地域協議メカニズム」の創設を提案する。これは、ICCが逮捕状の発付や捜査を開始する前に、対象国や周辺国、地域機構などと協議を行い、地域情勢や平和への影響を評価した上で判断する制度である。その上で逮捕が決定された場合には、加盟国はローマ規程に基づく協力義務を履行する。また、補完性原則を発展させた「積極的補完性」を推進し、締約国の司法制度や裁判所インフラの整備、法的・技術的支援に対する国際協力を拡充すべきだと考える。

ICCの独立性の確保においては、政治的介入の排除が不可欠だろう。チャドは、安全保障理事会によるICCへの付託および捜査停止に関する権限について、常任理事国の拒否権の影響を縮小する制度改革を支持する。また、判事や検察官に対する制裁や脅迫などの政治的圧力に対しては、この締約国会議(ASP)の下で法的・財政的支援や保護ガイドラインを整備することを提案する。

さらに、ICCの財政的自立を強化するため、ローマ規程第115条(b)の活用を推進する。具体的には、安全保障理事会がICCへ事態を付託した場合や捜査停止を要請した場合、またICC非加盟国がICCの関与を求めた場合には、その活動に要する費用を国連が負担する制度を実効化すべきである。これにより、財政負担の公平性を確保するとともに、財政基盤の安定化とICCの持続的な活動を実現できると考える。



Chile

チリは、南アメリカを牽引する国の一つとして歩んできました。脱炭素の推進やマイニング(鉱物資源)による材料の安定供給に貢献する一方で、近頃は高まる社会不安や治安悪化によって、必ずしも安定している状況にはありません。

チリはかつて、軍事政権のもとで大規模な人権侵害を経験した悲痛な歴史を持っています。そのような背景があるからこそ、ICCの存在は二度と過去の状態に戻ることを防ぐ手立てになると考えています。1998年に署名し、2009年に批准に至りましたが、それまでの道のりは決して平坦ではありませんでした。従来の憲法を改正し、慎重な議論を重ねて批准を果たしたこのプロセスこそが、チリのICCに対する強い姿勢を示すのに十分な足跡だと考えています。さらにICCは、中堅国にとっても国際社会で主権と法に基づき発言を可能にする貴重な機会となっています。

しかし現在、国際情勢の緊張の中でICCの効力の弱さがところどころで示されているのも現状です。そこで、ICCをより有効に活用できる社会を目指すために、チリは主に2つの政策を提案します。

1つ目の政策は、「エコサイド」の犯罪としての認定です。エコサイドとは、人為的で大規模な環境破壊のことを指します。具体的には、「国家や企業指導者・軍幹部などの指示による大規模な生態系の破壊、水資源の途絶、ならびに不可逆的な気候変動を加速させる違法行為」を想定しています。チリが自国の国内法(環境犯罪法)で先駆けて定めたように、エコサイドを犯罪として明確に定義することで、世界的に環境破壊のスピードを大幅に遅らせるとともに、健全な社会づくりに役立つと考えます。

2つ目の政策は、サイバー攻撃の戦争犯罪化です。新しい攻撃方法が次々と編み出される中、武力紛争の「新しい形態」に対応するため、病院・電力網・水処理施設などの民間の重大インフラに対する壊滅的なサイバー攻撃を明確に「戦争犯罪」として定義することが必要です。

楽しい模擬国連にしましょう！

Colombia

コロンビアは南米に位置する最も長く内戦が続いた国です。2002年にローマ規程を批准し、2004年に予備検討が開始されます。2016年には2012年から続いた和平プロセスが最終合意に達し、JEPが設立されます。JEPとはコロンビア独自の修復的司法のことです。2021年には予備検討が終了し、JEPはICCから正式に評価され支援を受けています。しかし、国民からは犯罪者が刑務所行きを免れるのではないかと批判され、ICCにも正義ではないのになぜ評価したのか疑問視する声も上がっています。それでも我が国とICCは強固な関係を築いてきました。それでは我が国のスタンスを共有していきます。論点1では、まず逮捕状の未履行等の問題を防ぐために締約国の司法能力を上げます。また、現在アメリカに頼っている懸賞金を情報提供に限定されていたものを身柄引き渡しにも広げ、資金源も特定の国家でなくすことでより逮捕状の執行力が強化された政策となっています。論点2では、政治的圧力により判事や検察官が脅かされるべきではなく、現在の状況を懸念している立場です。また、財政難に関しては、各地域機構に司法機関をつくることでICCにの業務を削減し、支出に見合った長期的に安定した財源が得られるようになることを主張しています。今回の会議は国際刑事裁判所の存続に関わってくる会議と言っても過言ではありません。コロンビアといたしましてはこれまでのICCにとの歩みを活かして実行性と独立性を重視した会議にしていきたいと考えていますので、よろしくお願いします。



Cyprus

キプロス共和国は、強く独立し公平な国際刑事裁判所 (ICC) を、重大犯罪の不処罰を防ぎ、小国を含むすべての国の主権と法の支配を守る不可欠な制度として支持する。外国による侵略と現在まで続く島の分断を経験したキプロスにとって、侵略犯罪の責任追及は抽象的な問題ではない。行為者の国籍や地位によって正義が左右されてはならず、侵略犯罪は他の三つの中核犯罪と同じ管轄条件で扱われるべきである。

ICCは独自の警察を持たないため、実効性の鍵は締約国の協力にある。キプロスは、各国の常設協力窓口と国内実施法、安全な逮捕情報共有網を整備し、非協力には、協議と技術支援、期限付き履行計画、故意かつ反復的な場合の比例的措置という段階的対応を取ることを提案する。現職の地位だけを理由とする恒久的免責や、地域機構による司法判断への拒否権は認められない。一方、能力不足には訓練・財政・司法支援を優先し、主権への配慮と説明責任を両立させる。

また、判事、検察官、職員及び協力者への威圧・制裁には、独立した事実確認を伴う締約国会議の共同対応手続が必要である。分担金の期限内納付、複数年予算、緊急予備費、使途指定拠出の制限により財政的自立を確保し、同時に利益相反、外部接触、予算執行及び手続期間の透明性を高めるべきである。キプロスは、EU及び各地域の締約国と協力し、司法判断には介入せず、ICCの執行力、独立性及び信頼性を同時に強化する決議を目指す。

Djibouti

Dominican Republic

我が国ドミニカ共和国は、ローマ規程の締約国として、ICCが不処罰の防止と国際法秩序の維持において果たす不可欠な役割と独立性を全面的に支持します。しかし現在、自前の警察権を持たないICCの実効性の限界、主要大国の非加盟と対立、判事・職員への政治的圧力や経済制裁、さらには地域的偏重に対する批判など、多角的な構造的危機に直面おり、理想論のみに依拠した制度運用や、加盟国間の分断を深める政治的対立は、裁判所の正当性を著しく損なうと考えています。

我が国は、現実的かつ持続可能な改革に向けて以下の2点を柱とする政策を提案します。

1つ目は、積極的補完性の制度化と実効性向上です。これは、現状、明確に制度化されてはいません。ICCの真の実効性は、上から目線の直接訴追のみによって達成されるものではありません。ASP主導のもと、小規模国や途上国の国内司法制度整備、専門人材育成、言語・技術支援を行う能力構築枠組みを正式に確立すべきです。各加盟国が自国内で公明正大な裁判を執り行える基盤を構築することこそが、不処罰の防止と主権尊重を両立させる最大の鍵であり、二国間協定や国内法規との重複に悩む国々のために「事前の非公開対話メカニズム」を設け、不履行による摩擦を防ぎたいと考えています。

2つ目は、外部からの圧力に対するASP一括防衛です。裁判官や職員への経済制裁等に対し、特定加盟国が個別に外交的圧力を受ける構造を改め、ASP(締約国会議)全体として一括防衛および法的・外交的対話チャンネルを担当する枠組みを構築します。さらに、職員・裁判官の地理的代表性とジェンダーバランスを大幅に向上させ、国際社会全体からの信頼と正当性を揺るぎないも



のしたいと考えています。
我が国は、理想と現実の架け橋として、全ての加盟国の主権と現実的な事情を尊重しながら、真に機能するICCの改革を目指し、本会議の合意形成に全力を尽くす所存であります

DR Congo

コンゴ民主共和国(DRコンゴ)は、ICC(国際刑事裁判所)の初期締約国であり、2004年には加盟国として初めて自国の事案をICCへ自己付託した国である。これまでルバンガ事件やカタンガ事件などを通じて、重大な国際犯罪の処罰、被害者参加制度、賠償制度の発展に大きく貢献してきた。一方で、東部地域では現在も武装勢力による紛争が続き、国家統治能力や司法制度の脆弱性、財政・人的資源不足により、ICCへの協力を十分に実行できない状況が続いている。

自国はICCの存在を支持している。ICCは、重大な国際犯罪を裁くことで不処罰を防ぎ、被害者の権利保護や法の支配の実現に貢献している。しかし、ICCには逮捕や証拠収集を加盟国の協力に依存すること、主要国が未加盟であること、裁判の長期化や政治的中立性への懸念などの課題が残されている。そのため、自国は新たな制度を増やすよりも、現在進められている制度改革を着実に強化することが重要であると考えます。

自国が最も重視する政策は、ICCの実効性を高めることである。具体的には、重大な国際犯罪については国家主権を理由に責任追及を妨げるべきではなく、現職国家元首であっても公平な証拠に基づき責任を問うべきである。また、ICCへの非協力に対しては一律に制裁を科すのではなく、能力不足に起因する国には司法制度整備や人材育成などの能力構築支援を優先し、悪質な非協力国に限定して制裁を検討すべきである。さらに、国連、アフリカ連合(AU)、地域機構、周辺国との連携を強化し、証拠共有や容疑者引渡しを円滑に進める体制づくりを推進する。

制度改革では、ICCの公平性・透明性を高めることを支持するとともに、財政基盤を強化しながらも発展途上国に過度な負担を求めない仕組みを重視する。加えて、加盟国の国内司法能力を支援する国際的な基金や技術支援を充実させることで、補完性の原則をより実効的なものとするのが望ましい。

会議では、日本やEU加盟国、カナダ、国連、AUなどICCを支持する国・地域との協力を重視し、実効性と公平性を両立させる制度改革を提案する。自国はICCの意義を尊重しつつ、紛争下の国が抱え

Ecuador

El Salvador

エルサルバドルは2016年にローマ規程の締約国となり、ICCに加入しました。
1980年代に激しい内戦を経験したエルサルバドルにとって、ICCへの加入は「過去に国を疲弊さ



せた悲惨な歴史や重大な人権侵害を二度と繰り返さないための保証」として大きな意味を持つ一歩であり、「不処罰の防止」に向け、積極的に取り組んで行きたいと考えています。

しかし、自国は今、国内の治安改善などの国内政治に多くの労力をかけ、世界基準に追いつけるよう努力を重ねている途中にあります。

そのため、自国ではまだICC協力のための国内法の整備が進んでいません。そのような状況の中、ただ「不処罰の防止」に向けた、経済制裁などによるICC協力の履行強制は自国のような未発達な国にとって何の結果も生み出しません。よって我々はインセンティブによりICCへの協力を促すことを求めます。

さらに、自国のように国内政治が発展途中の国にとって、過剰なICCなどの国際司法による介入はさらなる国内の混乱を生み出しかねません。そのため、国家主権や、国内の司法・政治に不必要にICCが介入することは補完性原則に則り、最低限に抑えるべきです。

また、現職国家元首の免責に関しても、かえって該当国の政治的混乱を招いたり、和平交渉や紛争の平和的解決の道筋を閉ざしたりするリスクが生まれてしまうことを危惧されるため、慎重に行うべきです。

そして最後に、現状ICCにはさまざまな外部からの圧力がかけられています。私たち締約国は断固としてそれらを許すべきではありません。

良い会議になることを心から願っています。よろしくお願いします。

Estonia

エストニア代表团は、ICCの独立性、公平性および公正性に対する揺るぎない支持を改めて表明します。ICCは国際刑事司法制度の礎であり、国際社会が懸念する最も重大な犯罪に対する責任追及を確保するための重要なメカニズムです。また、ICCは、ルールに基づく国際秩序の維持、国際法の尊重と促進、そして最も重大な国際犯罪に対する責任追及において、引き続き重要な役割を果たしています。エストニア代表团は、残虐犯罪への対応と不処罰との闘いにおけるICCの役割と使命を強く支持します。

さらに、国際刑事司法における裁判所の地位の確立に尽力されたすべての方々に深く感謝の意を表します。こうした努力が実効性を持つためには、裁判所の効率性が各国と裁判所との協力に支えられていることを強調します。その上で、エストニア代表团は、すべての国および関係者に対し、裁判所への全面的な協力を強く求めます。

この機会に、エストニア代表团は、国際刑事裁判所に対する揺るぎない支持を改めて表明いたします。現在進行中の裁判所の見直しの枠組みの中で、私たちは、ICCおよびその他の関係者と協力し、ローマ規程のすべての締約国とともに、ICCを強化し、その効率性と有効性を高めるための努力を継続する必要があります。

国際刑事司法制度をさらに強化し、真に普遍的な保護を提供できるようにするため、エストニア代表团は、すべての国に対し、ローマ規程を批准するよう改めて要請します。最後に、エストニア代表团は、国際刑事裁判所(ICC)の活動を推進し、国際刑事司法制度を強化するために、すべてのパートナーと協力するという揺るぎない決意を表明します。

Côte d'Ivoire

私たちコートジボワールは、積極的に ICC に協力する意思を有していますが、その協力を促進するため ICC に協力する加盟国に対する積極的なインセンティブ制度の導入を求めます。自国を含むアフリカ諸国では依然として司法機能の強化や法の支配の確立が十分でない国が多く、国家主



権を守りながら安定した政治を実現するためには ICC や国際社会からの支援が必要です。また、そのためにも現職国家元首の免責を認めることを支持します。前述のとおりアフリカ諸国では政治体制が十分に確立されていない国も多く、ICC の捜査や裁判によって現職国家元首が逮捕された場合、政治体制が急速に不安定化し、国内の混乱や行政機能の停滞、さらには次期国家元首を巡る内紛などさらなる重大事案が発生する可能性があります。

さらに、ICC の実効性を強化するためには地域機構と ICC の協力が不可欠と考えます。地域機構はそれぞれの地域に対して ICC よりも豊富な情報と経験を有しているため、ICC と連携することで捜査に要する時間や人員、費用を一定程度削減できることが期待されます。しかし、現状では地域機構と ICC の関係が良好とは言えない地域も見られます。そのため ICC による捜査開始前の地域機構との協議を義務化するとともに、定期協議会を開催して情報共有を行うことが重要であると考えます。両機関の関係が改善されれば相互の信頼が強化され、その地域の事情やニーズに合った捜査、裁判、支援の実現につながります。

また、判事や検察官およびその家族が政治的・社会的圧力を受けることを遺憾に思い、彼らが安全かつ公正に任務を遂行できる環境づくりを求めます。さらに、ICC の財政不足を改善し、継続的に活動できる体制を確保するため予算の見直しと加盟国の財政協力を推進します。

以上より、コートジボワールはインセンティブ制度の導入、現職国家元首の免責の容認、地域機構と ICC の連携強化を通じて ICC の実効性を高め、公平で継続的な活動が実現されるよう努めていきます。

Fiji

フィジーは、ICC の効力を高めるために、国際協力を中心とした立場で議論に参加したいと考えている。特に、小島嶼開発途上国として、すべての国が平等に ICC へ協力できる環境づくりを重視する。また、ICC の独立性を守ること、締約国への支援を強化することの重要性を主張したい。具体的には、ICC 関係者への政治的圧力を防ぐ制度、ICC の安定した財政基盤の確保、各国の司法能力向上を目的とした協力支援機関の設立を提案する。また、大国だけでなく小規模国、発展途上国の意見も反映されるべきであることを強調する。加えて、同じ課題を抱える太平洋島嶼国や小規模国とも協力したいと考える。そして、① ICC 協力支援機関の設立による締約国への技術支援、② 地域協力体制の構築、③ ICC 関係者の独立性を守るための保護制度の強化、④ ICC の財政的安定化に向けた基金の改革、⑤ 締約国間の定期的な情報共有の促進を求める。

フィジーは、制裁や対立を中心とした解決ではなく、支援と協力によって ICC への参加と協力を広げる姿勢を取りたいと考える。最終的には、すべての締約国が平等に ICC を支えられる制度を実現する決議案の採択を目指す。

France

フランスは、今会議における ICC の中核国、常任理事国として大きな役割を担えることを期待している。ICC を単なる裁判機関ではなく、国際社会の正義と法の支配を支える基盤であると位置づける。第二次世界大戦後、国際刑事司法の確立に関わってきた歴史を持つ国として、我々には不処罰を許さない責任があり、ICC の存在意義を確立させていく必要がある。

まず、ICC は各国の司法を補完する「最後の手段」として機能すべきであり、補完性原則を維持しつつ、国内裁判が機能しない場合に限り介入すべきである。また、ジェノサイドや戦争犯罪のような重大犯罪においては、現職国家元首であっても免責は認められるべきではない。ただし、平和構築への影響を考慮し、訴追のタイミングについては柔軟に対応する必要がある。



協力を拒否する国には適切な圧力を課しつつ、協力国には技術支援や国際的評価といった利益を提供することで、持続的な協力を促進できる。

また、ICCの独立性を守るためには、判事・検察官に対する制裁や政治的圧力に対抗する国際的な防御体制を構築する必要がある。同時に、分担金制度の強化や共通基金の活用により、政治的影響を受けにくい安定した財政基盤を確立すべきである。

主権侵害や政治化、財政負担といった懸念が存在するが、補完性原則の維持や透明性の向上、段階的な制度改革により、これらの課題には対応可能である。

今会議において、地域の枠組みの存在意義、すでにそこで行われている取り組み、今後新しく導入していくことのできる決まりを国際水準をもとに決めていくべきだ。そこで、司法の独立性と安定した財政基盤の確立を提案する。不処罰の防止、公平性の向上、そして平和構築との両立を可能にし、国際社会全体に利益をもたらすものである。フランスは、EU諸国や中堅国、さらには地域機構との協力を通じて、現実的かつ持続可能な国際刑事司法の実現を目指す。

フランスは、多国間協力と制度改革を通じて、ICCの信頼性と実効性を高め、「不処罰なき世界」に向けた確かな一歩をこの会議で踏み出していきたいと考える

Germany

我が国ドイツは、歴史的反省から、いかなる権力者であっても重大な国際犯罪を犯した場合は法の下で裁かれるべきだと考える。ドイツはICC創設以来の主要支援国「国際犯罪法果」に基づく普遍的管轄権も行使してきた。

現在の課題は、①逮捕状が発付されても執行されないこと、裁判目や横祭目への政治的圧力によってICCの独立性がかかされていることである。

【論点1実効性強化】

第一に、逮捕要請を履行しない加盟国への定期報告義務や不協力国リストの公表を行う一方、司法能力の不足する国には技術・財政支援を実施する。制裁だけでなく能力向上支援を組み合わせることで、持続的な協力を実現できるためである。

第二に、ICCとINTERPOLの連携を強化する。ICC独自の警察組織の創設は現実的ではないが、既存の国際協力体制を活用することで逮捕状の執行可能性を高められ【論点2制度改革】

第一に、ICC職員に対する制裁や脅迫が行われた場合、締約国が共同で法的・財政的支援を提供する枠組みを撃備する。司法の独立性はICCの正統性の根幹だからである。

第二に、捜査基準の透明化と財政基盤の安定化を進める。透明性は「選択的正義」との批判を軽減し、安定財源は政治的影響を受けない裁判所運営につながる。

我が国は、ICCを単に強い機関にするのではなく、公平で独立した国際司法機関として発展させることを目指す。

Ghana

アフリカの民主主義国家ガーナです！ LOVE&PEACEを目指しています！！

チョコレートだけの国じゃないよ！

以下、ガーナのPPです。

ガーナは激怒した。必ずかの邪智暴虐なる国際犯罪を裁かなければならないと決意した。現在、世界は戦争、人権侵害、国際犯罪に満ちている。今のままではいけないと思います。だからこそ、ガーナは今のままではいけないと思っている。戦争のなかったあの時代はどこにいってしまったのか？。



そうだ！司法キャパシティ・ビルディング(RCBF)基金の創設をしよう。(政策1)
まず、ICC管轄のファンドを創設する。各国から合計数億ドル程度徴収する。RCBFはそれを元資金として投資を行う。特徴は主に3つ。
◎1つ目 途上国で司法が発達してない国への司法支援。要するに事前に国内で犯罪を防ぐ仕組みを作ろうという話。
◎2つ目 ICCに協力した国に対して投資を行い、協力のインセンティブをもたらす。
◎3つ目 ICCに協力し政治的圧力を受けた人、国に対する補償。
問題は資金の徴収の仕方。いまのところはGDP、経済状況をもとに判断しようと思う。

次にICCの地域偏重の問題があります。特にアフリカ。これに対しては特に何もしません。めんどくさいからです。これらはすべて言われています。

嘘です。これについては「仲裁機関FORGE AFRICA」の設立をしよう(政策2)
FORGE AFRICAとは何ぞや？ FORGE AFRICAはICCとAUの仲を取りもつ機関です。
具体的にはアフリカでのICCの活動が適正に行われているか審査したり、FORGE AFRICA内で決定された議題を次の締約国会議で取り上げるようにする等。
前みたいにAUがICCを一気にボイコットするぞみたいなのを防ぐ。

あと、政治的圧力の問題がある。ト○○プ、プ○○ンめ！
これに対する対策は検察官の多国籍化、匿名化ぐらいしかいい政策は思いついていない。真に遺憾の意である。

ここまで政策ばかり発表してきてガーナの立場表明しなかったのが最後に
ガーナはICCとズッ友です！
もっと余白が欲しかった。

Grenada

グレナダは、法の支配、多国間主義及び国際協力を外交政策の基本理念としており、国際刑事裁判所(ICC)はジェノサイド、人道に対する罪、戦争犯罪及び侵略犯罪の不処罰を防ぐために不可欠な国際司法機関であると考えます。軍事力や経済力が限られる小島嶼開発途上国(SIDS)であるグレナダにとって、国際法は国家の安全保障を支える重要な基盤であり、ICCの存在はすべての国家が法の下で平等に責任を負う国際秩序の維持に大きく貢献している。

一方で、ICCは逮捕状の未履行、加盟国間の協力格差、財政不足及び政治的圧力などの課題に直面している。グレナダは、ICCの実効性を向上させるためには加盟国の協力義務を強化するだけでなく、小国や開発途上国が協力義務を履行できるよう能力構築支援を拡充することが不可欠であると考えます。そのため、司法制度整備や人材育成を支援するICC能力構築支援基金の設立や、CARICOMなどの地域機構とICCとの連携強化を提案する。

また、ICCが公平かつ独立した司法機関として信頼を維持するためには、判事・検察官に対する政治的圧力を排除するとともに、裁判手続や財政運営の透明性を高める制度改革が必要である。グレナダは、ICCの独立性と説明責任の両立こそが国際社会からの信頼を高める鍵であると考えます。

グレナダは、CARICOM加盟国をはじめ、日本、EU加盟国、カナダなど法の支配を重視する国々と連携し、対立ではなく対話と合意形成を重視した建設的な議論を進めたい。小国・大国を問わずすべての国が公平な国際司法制度の下で責任を果たせるよう、ICCの実効性と信頼性を高める制度改革を推進することを目指す。



Honduras

ホンジュラスはICCローマ規程早期批准国の一員として、国際刑事法に全面的に協力姿勢をとっている。長年、大規模なクーデターや凶悪犯罪、頻繁な自然災害などの問題を抱えており、中南米の最貧困国の一つとなったことで米国への移民流出問題もある。このような状況にあるホンジュラスだからこそICCの「不処罰なき世界」を目指す理念に共感を示し、国際社会と連携しながら持続的な正義を目指したい。

我々はICCに協力体制を示していくと同時に、直面している現実的な制約を考慮する必要がある。例えば、ホンジュラスは二国間免責協定(BIA)を結び、米国の同意なしに米国民をICCへ引き渡せなくなった。これには約半分の輸出入を米国に依存しているという背景がある。このように、ICCに非協力的な米国とICCとの板挟み状態だ。この問題に対し、BIAがICCの協力を不当に阻害しないよう締約国会議において協議を行う枠組みを設ける必要がある。また、ホンジュラスは財政的・人的資源が不足しており自己解決が困難な故、犯罪の重大性が大きい場合ICCの迅速な介入を必要とする。しかし、国内の2009年の大規模なクーデターではICCによる予備捜査は5年にまで長期化した挙句、管轄に至らなかった。この事例は、ICCの介入基準の不明確さが予備的検討を長期化し、被害者の救済を遅らせるという問題を示した。我々はICCに対し、介入基準の明確化と調査の迅速化に向けた制度改革を要請する。

これらの課題に対し、我が国は二点の改革を提案する。まず、大国の政治的圧力から逃れ実効性を高めるため、検察官の独自判断による捜査開始を主軸にしガイドラインを定めること。そして、介入条件や重大性の客観的判断指標を明細化し、予備調査が可能な期限を設定し、透明化することだ。これらによりICCの独立性及び信頼性を確保し、我が国が経験したような調査の長期化と不透明さを防ぐ。

我が国は、ローマ規程締約国や中米統合機構諸国をはじめとする仲間と連携を深め、独立性、実効性のあるICCの構築への制度改革に尽力する。小国や途上国の視点から正義を実現するために主導的な役割を果たしていく。

Hungary

ハンガリーは、国際刑事裁判所(ICC)が国際社会の正義を守り、戦争犯罪や人道に対する罪を裁くために果たす役割を高く評価する。ICCは法の支配を国際的に確立し、被害者の救済と平和的秩序の維持に貢献する重要な機関である。ハンガリーはEU加盟国として、国際法の遵守と人権保護を重視しつつ、各国の主権と政治的中立性を尊重する立場を取る。

論点①として、ハンガリーはICCが国際法の下で確実に機能するために、加盟国の協力をより強化したいと考える。特に、逮捕命令の履行や証拠提供を確実に行う仕組みを整備し、政治的な影響を排除した独立した司法運営を実現したい。また、ICCの捜査能力や予算、人材を充実させることで、迅速かつ公平な裁判を行える体制を整えたいと考える。これにより、国際社会全体の犯罪抑止力を高め、被害者の救済をより効果的に進めたい。

論点②として、ハンガリーはICCが真に公正で信頼される機関となるために、判事や検察官への適切な制裁制度の導入と財政的自立の確立を求めたい。判事や検察官が政治的偏りや不正行為を行った場合に、透明性のある調査と処分を行う仕組みを設けることで、ICCの中立性と信頼性を高めたい。また、財政面では特定国の拠出金に過度に依存せず、安定した独立財源を確保することが重要である。これにより、ICCは政治的圧力から自由になり、真に国際的な司法機関として機能できると考える。

ハンガリーは、ICCの理念を尊重し、国際法秩序の維持に積極的に協力したいと考える。実効性



の強化と制度改革の両面からICCの信頼性を高め、法の支配と人権尊重を基盤とした平和的な国際社会の構築に貢献したい。

Italy

イタリア共和国代表団は、1998年にローマ規程が採択された地として、ICCが掲げる「不処罰なき世界」の実現に向け、一貫して中心的な役割を担ってきた。しかし現在、ICCは執行力の欠如、政治的圧力、財政不安という深刻な構造的危機に直面している。本会議において、我が国は以下の政策を提唱する。

第一は、実効性の強化に向け、逮捕状不履行に対する「多層的協力メカニズム」の導入である。単なる「非協力の認定」に留まらず、ASPとして外交的制裁や能力構築支援の再検討を含む政治的対応を制度化し、いかなる公的地位も重大犯罪の免責とはならない原則の再確認と、地域機構との連携を通じた履行支援の強化を求める。

第二は、司法の独立性を守るための抜本的改革だ。非加盟の大国によるICC職員への不当な制裁に対し、これを規程第70条の「司法の運営に対する罪」と定義し、締約国が共同で対抗する「集団的防御プロトコル」を構築したい。財政面では、特定の捜査を指定しない共通基金への拠出を優先し、財政を通じた政治的影響、いわゆる「財政の道具化」を排除するとともに、滞納国への厳格な措置により安定した財政基盤を確立する。

第三に、普遍性の拡大に向けた「柔軟な協力モデル」の推進だ。コートジボワールやウクライナが活用した、段階的な加盟を促す協力枠組みを制度化し、非加盟国を国際刑事司法の輪に引き入れるアプローチを取ることが必要だ。

我がイタリア共和国は、主権の尊重と国際刑事責任の追求を調和させ、形式的な声明を超えた「実効性ある具体的な改革案」をコンセンサスで採択することを、全大使に強く呼びかける。

Japan

日本は、法の支配の実現と重大な国際犯罪の不処罰防止の観点から、国際刑事裁判所が国際刑事司法において不可欠な役割を果たしていると考え。ジェノサイドや戦争犯罪、人道に対する罪などを裁くICCは、国家元首を含む個人に刑事責任を問うことができる唯一の常設国際刑事裁判所であり、国際社会の平和と正義を支える重要な機関である。一方で、逮捕状の執行や証拠収集が加盟国の協力に依存していること、主要国の一部がローマ規程に加盟していないことなどから、その実効性には課題が残されている。また、近年はICCに対する政治的圧力や制裁も見られ、裁判所の独立性や信頼性を維持するための制度改革が求められている。

日本はICCの主要な財政拠出国として、ICCの権限を一方的に拡大するのではなく、補完性の原則を尊重しながら加盟国の協力体制を強化することが重要であると考え。そのため、ローマ規程締約国会議の下に加盟国の協力状況を定期的に確認・評価する「締約国協力レビュー制度」の創設を提案する。また、各国の司法制度や法整備、人材育成を支援する能力構築を推進し、各国が自ら適切に捜査・裁判を行える体制を整えることが、国際刑事司法全体の強化につながると考える。さらに、独立専門家レビューの勧告に基づく組織改革や、裁判官・検察官の選考過程の透明性向上を進めることで、ICCの独立性及び信頼性を一層高めるべきである。

日本は、法の支配、国際協調及び国家主権の尊重を基本理念とし、加盟国間の協力を通じてICCの実効性と信頼性を向上させ、国際刑事司法の発展に積極的に貢献していく。

我が国は、主要国の中でも比較的中立的な立場にあるため、ICCを強く支持する国の大使と、ICCに対して慎重な立場をとる国の大使との橋渡し役になれると自負している。幅広い合意形成



に向けて、様々な国との対話を目指していく。

Jordan【加筆修正】

ヨルダン、国際刑事裁判所（ICC）がジェノサイド、人道に対する罪、戦争犯罪などの重大な国際犯罪を裁くための重要な機関であり、「不処罰なき世界」の実現に不可欠な役割を担っていると考える。ヨルダンはローマ規程締約国として国際刑事司法を支持しており、ICCの活動を通じて国際法の支配と国際社会の安定に貢献することを重視している。

一方で、ヨルダンは2017年のバシール元スーダン大統領をめぐる問題において、ICCへの協力義務とアラブ連盟加盟国としての外交的責任との間で深刻な板挟みに直面した。この経験は、ICCの理念を支持する加盟国であっても、現実の国際政治や地域的義務との調整が困難な場合があることを示している。

そのためヨルダンは、ICCの権限を弱めるのではなく、加盟国がより協力しやすい制度改革を進めるべきであると考えている。第一に、加盟国がICC上の義務と外交上の義務の衝突に直面した際、ICC及び関係機関と協議できる事前協議メカニズムの創設を提案する。第二に、ICCへの協力を理由として政治的又は経済的圧力を受ける加盟国を支援する仕組みを整備し、裁判所の独立性と加盟国の協力を確保すべきである。さらに、地域機構との対話を強化し、国家主権と国際刑事司法の両立を図ることが重要である。

ヨルダンは、ICCを弱体化させるのではなく、加盟国がより協力しやすい制度へ改革することこそが、国際刑事司法の信頼性と実効性を高める道であると確信する。国家主権と国際正義の双方を尊重する現実的な改革を通じて、より公平で機能するICCの実現を目指す。

Kenya

ケニアは2005年にローマ規程を批准し、国際刑事司法に参加した。2007～2008年のケニア危機後、国内で十分な責任追及が進まなかったことを受け、ICCは捜査・訴追を開始した。ケニヤッタ元大統領ら6人が訴追されたが、証拠不足などにより全事件で訴追が取り下げられ、ケニアとICCの関係は悪化した。現在はICCとの関与を維持しつつ、公平性と実効性の向上を求めている。ケニアのスタンスとしては、ICCがジェノサイド、人道に対する罪、戦争犯罪、侵略犯罪という4つの最も重大な犯罪について、不処罰を防ぐ最後の手段として重要な役割を果たしてきたと認識する。一方、逮捕状の執行が各国の協力に左右されること、政治的圧力の影響、捜査・訴追対象の地域的偏在への懸念は、ICCの実効性と信頼性を損なう課題である。ICCは補完性原則を尊重し、国内司法を代替するのではなく、その能力を補完する形で機能すべきである。そのためケニアは、締約国間で協力状況を共有し、逮捕・引渡し・証拠提供を支援するICC協力メカニズムの創設、国内裁判所や検察の能力向上を支援する地域司法能力強化基金の設置を提案する。また、非協力国に対しては、支援要請や技術協力を優先した上で、必要に応じて段階的な対応を行う制度の導入を求める。さらに、判事・検察官への外部干渉を防ぎ、安定的な財政基盤と運営の透明性を確保することで、ICCの独立性と正統性を強化すべきである。加えて、ICCの運営状況や公平性を締約国が定期的に評価し、対話を行うレビュー制度を設けることで、公平で実効的な国際刑事司法を各国が共同で支える枠組みの構築を提案する。



Kiribati

Malawi

Maldives

モルディブ共和国は、法の支配に基づく国際秩序の維持と重大犯罪の不処罰防止が、国際社会の平和と安定に不可欠であると考えている。本国は2011年にローマ規程へ加盟した締約国として、ICCがジェノサイド、人道に対する罪、戦争犯罪及び侵略犯罪を裁く重要な役割を担っていることを支持する。また、本国は国際法と多国間協力を外交の基盤とし、対話と協力を通じた問題解決を重視してきた。

一方で、ICCがその役割を十分に果たすためには、制度改革だけでなく、加盟国による継続的な協力が不可欠である。本国は、ICCの実効性向上には、裁判所の権限を拡大することよりも、加盟国が逮捕、証拠収集、被疑者の引渡しなどに積極的に協力できる環境を整備することが重要であると考えている。また、司法制度が十分でない国への能力構築支援や研修の充実、国際刑事司法全体の実効性を高める上で有効であり、小規模国家にとってもICCへの協力を支える重要な基盤となる。

さらに、本国は補完性原則を重視する。ICCは各国の国内司法を補完する機関であり、国内で適切な裁判が行えない場合にのみ介入するという原則は、国家主権と国際刑事司法の両立を図る上で欠かせない。また、ICCが国際社会から信頼され続けるためには、裁判官や検察官が政治的圧力を受けることなく職務を遂行できる環境を整え、司法の独立性と透明性を確保することが重要である。

以上を踏まえ、本国は、加盟国協力及び能力構築支援の強化、司法の独立と透明性の確保、被害者・証人保護の充実を中心とした制度改善の3つを提案する。モルディブ共和国は、小国として法の支配に支えられた国際秩序の重要性を深く認識しており、すべての締約国が協力し、公平で信頼される国際刑事司法の実現に向け、建設的かつ実効性のある議論が行われることを願う。

Mali

【はじめに:脱退の経緯とマリの基本立場】

マリ共和国は、サヘル地域の同盟国と共にICC(国際刑事裁判所)からの脱退を通告した。我が国がこの選択に至ったのは、特定の地域への捜査の偏りや過度な外圧が存在するからである。我が国の立場は正義からの逃避ではなく、自国の主権と独自の平和構築を取り戻すための正当な決断に基づくものである。



【論点1: 公平性の確保と過度な権限強化への懸念】

現在のICCには、運用の不平等さや地域的偏重に対する懸念が存在する。このような課題が解消されないまま裁判所の権限や強制力のみを拡大することは、国際社会の分断を招きかねない。したがって我が国は、当事国の同意や意向を無視した介入に反対し、すべての国に対して公平・中立な捜査基準の確立を求める。

【論点2: 補完性の原則の厳格化と自立した司法の尊重】

真の平和と正義は、外部機関の介入のみによって達成されるものではなく、各国の国内司法や地域独自の解決メカニズム(AES等)の尊重によってこそ達成される。そのため、国内司法を第一に尊重する「補完性の原則」を厳格に運用すべきである。我が国は、他国の主権を尊重し、対等な対話を通じて真の国際協調を目指すガバナンス改革を要求する。

Marshall Islands

軍事力を持たない小島嶼開発途上国(SIDS)であるマーシャル諸島共和国は、米国との自由連合協定(COFA)や二国間免責協定(BIA)に基づく外交・防衛上の制約、行政・司法リソースの不足や国内法整備の遅れといった課題を抱えている。過去の核実験被害や深刻な気候変動・海面上昇の危機、ならびに2014年の国際司法裁判所(ICJ)提訴実績等を背景として「法の支配」と不処罰根絶を重視し、2000年にローマ規程を早期批准した立場から、独自警察権の欠如や主要大国の非加盟、政治・経済的圧力、加盟国の不協力や地域的偏在に揺らいでいる国際刑事裁判所(ICC)の実効性と信頼性を高めることを目的とする。論点1からは、締約国会議(ASP)での不遵守報告・外交協議の制度化やICPOとの連携強化、途上国への法整備支援を通じた「積極的補完性」の構築、安保理不全時の国連総会との連携、外部圧力に対抗する「集団的防衛のメカニズム」と財政的自立の推進、ASP内へのSIDS専用部会の設置することを求めている。また、補完性原則の運用を明確化するべく法整備が整っていない国に対して、司法能力向上を支援するため、雛形となるような法の提供や専門家からの助言を求めることのできる制度、検察官・裁判官への研修などを実施するとともに、ICCが国内司法の意思・能力を判断する客観的なガイドラインを整備する。論点2からは、ローマ規程に第5の犯罪としての「大規模環境破壊罪」の新設や、被害者信託基金(TFV)の救済対象を戦争被害者だけでなく環境被災者へも拡大すること、SIDSが裁判手続きや締約国会議への参加を支える資金援助、また能力構築支援の確立ができる環境を整えることを求める。加えて、大国や非締約国の影響力による不処罰を防止するためローマ規程の運用を見直し、無国籍企業等の非国家主体による環境破壊・人道違反に対する情報共有や容疑者引き渡しなどの捜査協力を義務付けるガイドラインを策定する。

Mexico

議題: ICC(国際刑事裁判所)の改革

担当国: メキシコ

メキシコは、国際刑事裁判所(ICC)が重大な国際犯罪の不処罰を防ぎ、法の支配を促進するために不可欠な機関であると認識している。メキシコはローマ規程の締約国として、国際刑事司法の発展、人権保護、多国間協力を重視しており、ICCの独立性を維持しながら、その実効性と信頼性を高める改革を支持する。

現在のICCには、加盟国による協力不足、裁判手続の長期化、財政面や意思決定過程への懸念などの課題が存在する。特に、ICCは逮捕・引渡し・証拠提供などを加盟国の協力に依存しているため、各国の協力体制を強化しなければ、国際刑事司法を十分に機能させることは困難である。



メキシコは、ICCの実効性向上のため、加盟国の協力履行を促進する制度の設立を提案する。各国がICCへの協力状況を共有し、司法能力が不足している国には技術支援や人材育成を行うことで、国家主権を尊重しながら国際協力を強化することが可能となる。また、加盟国間の情報共有や司法機関同士の連携を深めることで、逮捕状執行や証拠収集をより円滑に進めるべきである。同時に、ICCの信頼性を確保するためには、透明性と説明責任の向上が必要である。メキシコは、捜査開始の基準、人事選考、財政運営に関する透明性を高める改革を支持する。これはICCへの政治的介入を目的とするものではなく、司法機関としての正当性を強化するための取り組みである。

メキシコは、ICC改革において、裁判所の独立性を損なういかなる措置にも反対する。ICCへの批判や改善要求は必要であるが、国家による不当な圧力や政治的制約によって司法判断が左右されることは防がなければならない。安定した財政基盤の確保や、公平で透明性のある人事制度の構築によって、ICCがより信頼される国際司法機関となることを目指す。

メキシコは、国際社会が協力してICCを維持・発展させることが、被害者への正義の実現と国際秩序の安定につながると考える。ICCの権限縮小ではなく、加盟国の責任ある協力と制度改革によって、より公平で効果的な国際刑事司法制度を構築することを提案する。

Mongolia

モンゴルは、法の支配、多国間主義及び平和的な紛争解決を外交の基本原則としており、国際刑事裁判所 (ICC) が重大な国際犯罪の不処罰を防止し、国際社会における正義の実現に重要な役割を果たしていると認識している。モンゴルはローマ規程締約国としてICCを支持するとともに、その実効性及び信頼性の向上に向けた建設的な制度改革を重視する。

現在、ICCは逮捕状の執行や証拠収集が締約国の協力に大きく依存していること、手続の長期化、財政・人的資源の制約などにより、十分な実効性を発揮できない場面がある。また、裁判所が政治的圧力を受けることは司法の独立性と国際社会からの信頼を損なう要因となる。こうした課題は、一国のみでは解決できず、締約国全体による継続的な協力が不可欠である。

モンゴルは、ICCの権限を拡大することよりも、既存の制度をより効果的に機能させることが重要であると考えている。そのため、締約国間の司法協力及び情報共有の強化、司法制度や人的・財政的資源が十分でない国への能力構築支援を実施する。また、ICCの独立性と中立性を維持するため、透明性及び説明責任を向上させ、判事・検察官の公正な選出や裁判手続の効率化など、これまで議論されてきた制度改革を着実に進めるべきである。

モンゴルは、中小国の視点から、法の支配に基づく公平で実効性の高い国際刑事司法制度の構築を目指す。各国が対立ではなく協力を通じてICCを支え、国際社会全体の信頼を高めることが、重大な国際犯罪の抑止と持続的な平和の実現につながると確信する。



Montenegro

モンテネグロは、重大な国際犯罪の不処罰を防ぐため、ICCの実効性と独立性を強化し、その司法機能を持続可能なものにすべきであると考えます。ICCは逮捕や証拠収集を各国の協力に依存しており、協力義務が履行されなければ、司法判断を実際の執行につなげることができない。

本会議において、モンテネグロは5つの政策を提案する。第一に、重大かつ継続的な不協力国に対し、一般市民への経済制裁ではなく、ASP内部の投票権や役職資格等を段階的に停止する。第二に、地域機構の枠組みを活用した認定地域裁判所を国内裁判所とICCの間に位置付け、国内—地域—ICCの三層による補完関係を形成する。第三に、国家が重大犯罪を黙認・隠蔽する場合にも司法への経路を確保するため、締約国国民・被害者団体による請願制度を設ける。第四に、外国政府等の制裁によりICC職員の資産が凍結された場合、生活費・任務遂行費を一時的に保証または貸し付ける。第五に、締約国分担金の一部を毎年度積み立てるICC財政安定化基金を創設し、分担金不足、緊急事態、制裁、突発的な大規模事件に備える。

これらの政策を通じて、国家協力の不履行、司法へのアクセスの空白、外部制裁、財政的不安定というICCの実効性を損なう要因に対応し、裁判所が独立して継続的に機能できる環境を強化する。

Netherlands

我が国、オランダのハーグにはICCが設置されています。我が国はICCの円滑な運営やインフラ維持を支えており、また、ICCの独立性と公平性を守るため、制裁反対の共同声明を出すなどして、ICC擁護の姿勢を取っています。

論点1については、我が国からはICC傘下の国際的な警察、検察、弁護班を作ることを提案します。警察班は加盟国であればどこへでも逮捕が可能とし、この警察班を作ることによって、迅速な逮捕が行われるようになることが期待できます。検察班については犯罪を調査する役割をもち、透明性を確保することによって、国家元首が逮捕された時も正当な操作が行われていることを民衆、ひいては政権に示すことで、加盟国の増加を狙います。弁護班についてもおなじく、逮捕された人々も守られる、弁護される手段があるということを明らかにしておくことによって、裁判の正当性を高めていきたいという狙いもあります。また、ICCが国連ほど民衆に定着しているものではないことから、広報活動を行うことによって、ICCを広め、民衆からICCの支持を得ることで、ICCを定着させていきたいと考えています。

論点2では、「銀行口座などの制裁を受けたICC職員に対するICC加盟国による金銭支援」「ホスト国である我が国によるICC職員の生活面支援」「ICC職員の停止されたアカウントの持つ機能と同程度のクラウドサービスの提供」を掲げます。まず、金銭支援に関しては、加盟国全体から被害額を回収し、ICC職員が生活に不自由しないようにしていきたいと考えます。また、生活面支援においては、ホスト国である我が国が加盟国から来ているICC職員を保護していきたいと考えています。クラウドサービス提供は、加盟国からIT技術、資金などを集めて、ICC職員が制裁によって失った利便性を回復していきたいです。

ICCがあることで、国際的な紛争や暴力などの重大犯罪の目に見える抑止力となっています。国際社会におけるICCの必要性は大きいものだと私たちは考えます。国際関係の緊張が高まる今こそ、ICCの強化による国際協調が必要不可欠なのです。



New Zealand

ニュージーランドは、国際刑事裁判所（ICC）の独立性や正義の実現を支持しつつも、対立ばかりの議論ではなく「現実的な能力構築支援（Positive Complementarity）」「補完性の尊重」「被害者保護」を軸とした実効的な解決策を提案します。加盟国の自発性を重んじた法整備支援や信託基金の活用、デジタル証拠保全などを通じて、持続可能な制度改革を目指します！！
今回は特に締約国会議ということも踏まえ、皆さんといっしょにコンセンサスを目指してやっていきたいです。

グルーピングとしては、実効性・能力構築派（NZ、太平洋諸国、中南米、中立国等）、制度強化派（EU等）、慎重派（アフリカ諸国等）の3つに分かれるかもしくは、状況に合わせて2大グループ（強化・能力構築派と慎重派）にまとめる形も非常に有効だと考えています。
国ごとの立場は違っても「法の支配と普遍的正義」というゴールは一緒です。対立ではなく対話で、みんなが納得できる決議案を一緒に作りましょう！

Nigeria

我が国は2001年にローマ規程を批准し、ICCの設立当初からその理念を支持してきた。一方で、ボコ・ハラムによる武力紛争や民族・宗教対立への対応の中で、我が国はローマ規定の内容を国内司法に適応できていないという課題がある。ICCは補完性の原則に基づき、我が国との対話や覚書（MoU）を通じて司法能力の強化を支援しており、ナイジェリアは今後も建設的な協力を継続する方針である。

このスタンスをもとに我が国は以下の2つの政策を提案する。

1つ目は、国家元首の免責と重大犯罪の責任追及の両立である。国際刑事裁判所は、ジェノサイド、人道に対する罪、戦争犯罪等の重大な国際犯罪に対する不処罰を防止し、法の支配を確立する上で重要な役割を担っている。一方で、ICCの実効性を高めるためには、国家主権や平和構築、政治的安定との調和も不可欠である。そのため我が国は、重大犯罪について恒久的な免責を認めるべきではないという立場をとる一方、現職国家元首については国家の安定や和平プロセスへの影響を考慮し、在任中の逮捕を猶予し、退任後に責任を追及する制度を国際社会に提案する。これにより、重大犯罪に対する説明責任を確保しつつ、国家の安定と国際刑事司法の双方を実現できると考える。

2つ目に、アフリカ連合やEUなどの地域機構が、情報共有、証拠収集、被害者保護を通じてICCと連携を強化することを提案する。ICCは独自の警察機関や軍事組織を有しておらず、逮捕状の執行や捜査は加盟国の協力に大きく依存している。そのため、地域機構が加盟国とICCとの橋渡し役となり、迅速な情報共有や国境を越えた証拠収集、容疑者の所在確認などを支援することで、逮捕状の履行率向上や捜査の効率化が期待できる。また、地域機構は各地域の政治・治安情勢を把握しているため、被害者保護や平和構築とも両立した形でICCの活動を支援することが可能であり、国際刑事司法の実効性向上に大きく貢献すると考える。

最後に、ナイジェリアは本会議において、ICCの実効性と公平性の向上を目指し、国家主権を尊重しながら国際刑事司法の発展に貢献する建設的な議論を推進していく。

Panama

パナマは2002年にローマ規程を批准したICCの締約国であり、ASPIにも創設当初から参加してい



る。法の支配、多国間協力及び司法の独立を重視する外交方針の下、ICCはジェノサイドや戦争犯罪などの重大な国際犯罪に対する不処罰を防ぎ、国際刑事司法を支える不可欠な機関であると考えている。一方、パナマは新興市場国であり、中小国として人的・財政的資源には限界があることから、ICCの制度改革は各国の協力と能力構築を通じて進めるべきであると考えている。現在、ICCには逮捕状が十分に履行されず実効性が確保されていないこと、締約国間で国内法整備や協力能力に差があること、非締約国が多く普遍性が十分でないこと、ICC職員への政治的圧力や制裁が司法の独立性を脅かしていること、さらに財政不足や裁判の長期化によって信頼性が低下していることなど、多くの課題が存在する。

そこでパナマは、論点1について、締約国の国内法整備、研修、技術支援を通じて協力義務の履行を支援する「ICC協力義務履行支援制度」、人的・財政的資源が不足する国を支援する能力構築・財政支援制度、締約国間の証拠共有、情報交換及び相互司法共助を促進する「国際司法協力制度」を提案する。また、非締約国との協力を促進するため、ICCへの協力に要した経費を支援するとともに、一定の協力を条件として議論への参加を認める「オブザーバー協力方式」の導入を提案する。

論点2については、ICCの独立性と信頼性を確保するため、ICC職員安全保護制度や政治的介入防止制度を設けるとともに、分担金管理制度、年次活動報告制度、司法倫理審査制度を導入し、財政運営や職員選考、活動の透明性を向上させることを提案する。

パナマはICC改革を積極的に支持し、現実的で合意形成可能な制度改革を通じて、国際社会全体でICCの実効性・独立性・信頼性を一層向上させることを目指す。

Peru

我が国ペルーがこの会議で重要視していることは主に2つある。それは締約国をどのようにして増やしていくのか、そして、ICCの独立性・信頼性をどのようにして保っていくのかということである。まず締約国をどのように増やしていくのかについてだが、ペルーとしては非締約国が締約国会議にオブザーバーとして参加することの推進を掲げている。この理由は非締約国に会議の内容を聞いてもらい、意見書を提出してもらうことで非締約国とICCが関わる機会を増やすことで協力関係を築いていき最終的に締約国になってもらうことを目指すためである。次にICCの独立性・信頼性をどのように保っていくのかについてであるが、これには経済的な自立は不可欠である。しかし、現状はBGにも記載されている通り未払い分担金は2019年時点の上位10カ国だけでも8000万ユーロにも達し、ICCは財政難に直面している。これを解決するためには先述した通り、締約国を増やすことが大事になってくるが、直ちに増やすのは現実的ではない。そこでOTP補完性信託基金を利用していくことが重要であると考えている。OTP補完性信託基金はICCの検察局(OTP)が運営する信託基金であり、通常の予算不足を補うための任意の信託基金である。しかし現状としては一部の締約国しか資金を出していないのが現状だ。そこで私達はこの基金の利用を推進していくためにICC Cooperation Awardの設立を今会議において達成したいと考えている。この評価制度はICCに証拠提供・逮捕協力・国内法整備・財政支援などの観点からより協力的であった国を選出し、優秀協力国として表彰することによりその国の外交努力を世界各国に示す場を設けることが目的である。今後もICCの独立性・信頼性を保っていく国際社会において存在感を示していくためには、現締約国の協力は不可欠だと考えております。共に法の支配を通じて国際社会の平和と正義を実現するために活動しましょう。



Portugal

ICCは重大犯罪の不処罰を防ぐ国際社会の要である。しかしポルトガルは、その実効性が締約国の協力と政治的独立性の確保に依存しているという構造的脆弱性を強く懸念する。中規模国であるポルトガルは、単独での影響力に限界があることを認め、実現可能な制度改革を通じて貢献する決意である。

第一に、締約国の協力義務履行状況を可視化する「レビューメカニズム」の創設を提案する。逮捕状執行や証拠開示への対応をスコアカードで数値化し、履行率が一定基準を下回った締約国には分担への追加支払い、一定期間の締約一時停止かを選択できる制度とする。小国の安全保障上の理由から対立的処置を取りにくいという現実にも配慮した現実的な設計である。

第二に、判事・検察官への政治的圧力は対策として、締約国による国内法整備に加え、ICC員保護基金と独立専門家パネルの創設を支持する。非締約国の制裁には直接介入できないため、締約国が自国内でICC職員の保護を徹底することを現実的な柱にする。

第三に、税制的独立性のため、分担金と自発的拠出金の役割と明確に分離し、財政不足の状況を毎年公表することで、政治的思惑による予算配分の偏りを防ぐべきである。

現職国家元首の免責については、規定27条の原則を堅持する。特に、安保理付託・第16条による訴追延期の判断が常任理事国の思惑に事実上左右され、ICC・締約国が関与できない現状は看過できない。延期理由の文明化とAPSへの事後報告を義務付け、透明性を高めるべきである。ポルトガルも自国において、訪問した元首への逮捕義務を免除しないことを文明化し、行動で原則を示す。

不処罰なき世界の実現は一朝一夕には成し得ない。国益を守ることは各国の義務であるが、それ以上に大切なのは、国際社会全体をより良いものへと導くことだ。国連という場は、まさにそのために存在する。本会議に集うすべての代表団が、自国の立場を超えて知恵を絞り、真摯に議論を重ねることこそが、ICCの実効性強化への最も確かな道であるとポルトガルは信じる。本会議がその現実的な第一歩となることを、ポルトガルは強く望む。

Republic of Korea

私たちはICCおよび国際刑事司法の実効性を抜本的に強化するため、以下の具体的な政策と制度改革の推進を強く求めます。

第一に、締約国会議(ASP)の権限強化と能動的協力体制の構築です。逮捕状を無視する動きに対して外交的・財政的な罰則を課す仕組みや、実務的な身柄拘束を支援する常設の協力グループを整備し、国際社会全体でICCの決定を担保する包囲網を強固にしなければなりません。

第二に、侵略犯罪の管轄権の見直しです。他の核心的犯罪と同等の条件で訴追が可能となるよう規程を改善し、現代の国家間紛争における法の抑止力を最大限に発揮させる必要があります。また、ICCの機能不全を補うため、国連総会や地域安全保障枠組みとの連携を制度化すべきです。

第三に、途上国における国内法整備への積極的な支援です。「補完性の原則」に基づき、途上国自身が国際犯罪を裁く司法インフラや法曹人材を育成することで、ICCのリソース集中と負担分散を両立させます。これにより、特定の地域に依存する組織からの脱却が可能となります。

第四に、普遍性を獲得するため、非加盟国に対してソフトなアプローチでICCに対する加盟または部分的な協力を求めて行きたいです。現在抱えている大国との対立解消の第一歩にしていきたい



いと考えています。
加盟国の裾野を広げることこそが、真に普遍的で信頼される国際司法を実現するカギとなります。私たちは、法の支配に基づく持続可能な平和の構築に向け、国際社会が一致団結してICCの制度改革と実効性強化に取り組むことをここに強く訴えます。

Samoa

サモアは、2002年9月の批准以降、太平洋地域における国際刑事司法の原加盟国としての責務を果たしてきた。ICC法を制定し国内実施体制を整備、2003年にはトウイロマ・スレイド元判事を送り出した。米国主導の二国間免責協定への署名を拒否し、ローマ規程の普遍性を優先する立場である。

論点1

①国家主権と国際刑事責任

補完性の原則の実施こそが小国にとって国際刑事司法への公正性を保障する基盤として指示する。第一次的な捜査責任は各国にあると考える。しかし、国家が「能力」又は「意思」を欠く場合に限りICCが補充的管轄権を行使することは、国際司法秩序を補強するものである。

②現職国家元首への免責

ローマ規程第27条を全面的に支持し、国家元首や政府高官であることを理由とした刑事責任の免除を認めない。重大な国際犯罪について免責を認めることは、不処罰を助長し、国際法の信頼性を損なう。特に小国にとっては、法の下での平等が国際社会で自国を守る最も重要な原則である。

③履行義務

不協力国に対する対応では「能力不足」と「意図的拒否」を区別すべきであると考え。能力不足に起因する場合には、司法制度整備や人材育成を支援する技術協力や資金援助を優先する。一方で、政治的理由による意図的な非協力については、ASPを通じた段階的な外交的措置をとるべきだ。

④地域機構

太平洋諸島フォーラム(PIF)をはじめとする地域機構の枠組みを活用し、小島嶼開発途上国(SIDS)や途上国を対象とした能力構築パートナーシップを提案する。批准国への国内法整備支援、裁判官・検察官候補者の継続的輩出を目指す。

論点2

①外部からの政治的圧力

非締約国や大国によるICC関係者に対するいかなる一方的制裁や威嚇行為も、国際司法の独立性と「法の支配」に対する不当な侵害として不承認を明言し、「ICC運営における妨害行為」とみなし、共同声明を出した上で、重大な罪として扱う。

②資金調達

分担金の金額に応じた議決権の差をつけない。しかし、分担金の未払国に対する議決権制限の厳格適用をすることを奨励する。

South Africa

南アフリカ共和国は人権の尊重と法の支配を外交方針の根幹とし、ICC創設期より不処罰なき世界の実現に向け先駆的貢献を重ねてきた。しかし、過去の逮捕状執行をめぐる事例が示す通り、



現行制度では逮捕執行を要請された加盟国が政治的・経済的圧力や安全保障上の過度な負担に晒される構造的課題を注視している。

論点1に関して、南アフリカは逮捕執行時の報復的な政治的・外交的圧力を懸念し、不当な圧力を受けた加盟国が国連安全保障理事会や締約国会議に直ちに緊急保護協議を要請できる枠組みの設営を求める。

また、単一の国家に負担を集中させないよう、地域機構との事前協議、連携を強化し対話を重ねていく体制を構築すべきである。一方で地域機構との連携は法的義務ではなく自主性を尊重した協力を基本とし、対話を重ねながら段階的に協力体制を構築することで、各国の主権にも十分配慮していくべきである。一国だけに負担を負わせるのではなく地域全体で国際刑事司法を支える体制を構築し、多様な地域機構との連携を強化することでICCが欧州中心・西洋中心の機関であるとの批判を和らげ、国際社会全体からの正当性や信頼性の向上にもつながると考えている。加えて、逮捕執行を行う途上国への資金、技術援助などインセンティブの付与や非加盟国に対するローマ規程の早期批准の働きかけを通じ、「二重基準」を排した実効性の向上を目指したい。

論点2に関して、ICCが公正な正義を貫くためには、判事や検察官、職員に対する外部からの不当な威圧や制裁行為を断固として排除しなければならない。近年見られるようなICC関係者への資産凍結、渡航禁止、金融口座アクセス遮断などの不当な制裁措置を厳しく批判する。全ての国連加盟国に対し、判事や検察官を含むICC職員に制裁行為を禁止するもしくはそれに近い形で法的・政治的規範を確立することを強く求める。必要でない制裁を行った国家に対しては国連総会に付託し、国際社会全体として適切な処置、制裁を講じることで強い抑止力を働かせることを目指していきたいと考えている。

Spain

スペインは、国際刑事裁判所 (ICC) が直面する「執行力の弱さ」と「政治的干渉のリスク」という二つの課題を、国際社会全体で共有すべき問題と捉えている。ICCは逮捕や捜査を自力で進めることが難しく、各国の協力がなければ機能しない。そのため、スペインは、証拠提供・被害者支援・国際警察との連携など、各国が参加しやすい協力の形を制度として広げることが、ICCの実効性を高めるうえで不可欠であると考えている。特に、INTERPOLとの連携は、ICCが持たない国際的な捜査ネットワークを補完し、逮捕状の実行可能性を高める現実的な手段である。

また、ICCの独立性を守るため、各国が国内法で政治的干渉を禁止する枠組みを整えることも重要である。これは主権を制限するものではなく、国際裁判所が公平性を保つための最低限の制度的保障である。地域機構ごとに協力の基準を整えることも、国際協力の質を揃え、ICCへの支援を安定させるうえで効果的である。ただし、OASについてはアメリカがICC非加盟であるため、地域全体での合意形成は難しく、コスタリカやチリなどICC支持国を個別に取り込む形で協力を広げる必要がある。

会議では、EU加盟国を中心に早期にコアグループを形成し、アフリカ連合のICC支持国、ラテンアメリカ、日本、韓国などと段階的に協力を拡大する。慎重派の国々には、協力が段階的に進められることや、地域ごとに柔軟な基準を設定できることを示し、参加しやすい余地を残すことでコンセンサス形成を図る。

スペインは、ICCをより確実に機能させるための現実的な改革を、全会一致で採択することを目指す



State of Palestine 保留(英語)

国際刑事裁判所(ICC)は、ジェノサイド、戦争犯罪、人道に対する罪及び侵略犯罪といった重大な国際犯罪について、法の支配に基づき個人の責任を追及する国際刑事司法の中核機関である。しかし近年、逮捕状の未執行、加盟国間の協力不足、裁判の長期化、政治的圧力、財政・人的資源の不足などにより、その実効性と信頼性が大きく問われている。

パレスチナは2015年にローマ規程へ加盟して以来、ICCを国際法に基づく公平な責任追及を実現する重要な機関として支持してきた。ICCは、武力紛争下における被害者の権利保護と不処罰の防止を実現する最後の司法的手段であり、その独立性と中立性はあらゆる政治的圧力から守られなければならない。また、重大な国際犯罪は国家や加害者の地位にかかわらず平等に裁かれるべきである。

パレスチナは、ICCの実効性向上のため、第一に加盟国による逮捕・引渡し・証拠収集への協力を強化し、各国の国内法整備や司法協力を促進することを支持する。第二に、独立専門家レビュー(IER)の提言を着実に実施し、裁判手続や組織運営の効率化、透明性向上を進めるべきである。第三に、ICCが政治的影響を受けることなく活動できるよう、安定した財政・人的支援を確保するとともに、裁判官・検察官への制裁や威圧行為を認めない国際的な共通認識を形成すべきである。さらに、未加盟国へのローマ規程加盟支援を進め、ICCの普遍性を高めることも重要である。

パレスチナは、ICCの独立性と実効性は相互に補完し合うものであり、いずれも欠かすことはできないと考える。ローマ規程締約国会議が加盟国間の協力を一層強化し、公平・中立で信頼される国際刑事司法制度を発展させることを期待する。

Sweden

二度の大戦以降、力による支配が世界を覆った。一方、冷戦終結後、各地で紛争が激化し、深刻な人権侵害が繰り返された。このような歴史は二度と繰り返されるべきではない。そう反省した国際社会は、法の支配に基づく国際秩序を構築すべく、ICCの設立をはじめとする様々な行動を起こした。しかし、私たちは再び力による支配に覆われた世界へと後退しつつある。

我々、スウェーデン王国は、法の支配と人道主義に基づいた国際秩序の構築を外交方針の軸として据えている。そのため、国際法に基づかない現状変更の試みや深刻な人権侵害が世界中で横行していることに対して、強い危機感を抱いている。我々は、法の支配に基づく国際秩序の構築のために、ICCの設立理念である「不処罰なき世界」の実現に貢献する。

我々はICCの業務に最大限協力しているものの、それに見合う結果が得られているとは言えない。ICCは実効性に大きな課題を抱えている。ICCの実効性強化の基礎となるのが、各国の協力であることは確実である。そのためには、非加盟国であっても協力できる枠組み構築が必要である。また、ICCが抱える多くの問題の解決には、地域機構との協力体制構築も重要であると考えられる。

我々が最も危惧しているのは、ICCへの政治的圧力である。我々は不当な政治的圧力を問題視し、全面的にICCを支持している。政治的圧力を引き起こしている要因の一つがICCの制度及びローマ規程の欠陥である。特に、安保理の付託によるトリガー・メカニズムはこの問題の要因の一つとなっている。そのため、我々は国連総会による付託もトリガー・メカニズムに追加することを提案する。また、ローマ規程98条は、派遣国との間で身柄の引渡しに同意を必要とする協定がある場合、協定に反する引渡しを国に求めないと定めており、これに基づく二国間免責協定が政治的圧力の要因の一つとなっている。そのため、我々はローマ規程98条の改正を提案する。



最後に強調するが、法の支配に基づく「不処罰なき世界」を実現するのは各国の努力である。我々は、ICCを改革するために、そして、この理想を現実にするために、努力を継続していく。

Switzerland

Tajikistan

Tanzania

タンザニアは、ICCが重大犯罪を処罰する「最後の砦」であるべきとの立場を堅持する。不信がない訳ではないが、脱退ではなく「内部からの改革」を進め、国家自らが捌けない場合にのみ介入する「補完性の原則」を徹底すべきである。我が国も2023年に設立された刑事司法制度改善委員会を活用し、自国司法の自律的強化に努めている。

論点1に関して、国内司法の処理能力を高める「ICC国内司法能力強化パートナーシップ」の創設を提案する。国際社会とICCが連携し、①検察官・裁判官・警察官への国際研修、②証拠収集やデジタル技術等の高度な捜査技能の共有、③必要に応じた専門家の管理・派遣、④ICC独自基金の設立を行う。本政策のトップラインは上記4点の完全獲得、ボトムラインは捜査技能研修の実施とする。これにより、過度な外部干渉を防ぎつつ自国の治安維持を実現する。

論点2に関して「アフリカ偏重」や「選択的司法」への不信感を拭い去るため、「地域協議制度」の導入を提案する。①犯罪の重大性や国内司法の機能状況を示す事件選定基準の提示、②地域別捜査・起訴状況の報告書公開、③アフリカ連合などの地域機関との定期対話の制度化、④第三者有識者による活動評価の導入を行う。トップラインは上記5点の完全導入、ボトムラインとして第三者制度と地域機関との交流強化を死守する。これによりプロセスの透明化と公平性を確保する。タンザニアは自国司法の能力向上と地域協議による透明性向上を両立させ、公平で実効性のある国際刑事司法秩序の構築に貢献する決意である。

Timor-Leste

東ティモールは法の支配と人権尊重を国家の基本理念としており、国際刑事裁判所(ICC)は重大な国際犯罪を裁く重要な機関であると考えている。東ティモールはローマ規程締約国としてICCを支持し、その実効性強化と制度改革に積極的に取り組むべきであると考えている。一方で、加盟国の協力不足や逮捕状の執行困難、財政不足、政治的圧力などの課題も存在する。これらを解決するためには加盟国の協力義務の強化、安定した財政基盤の確立、発展途上国への司法能力支援、裁判官・検察官の独立性を保障する制度整備が必要である。東ティモールは、国際社会が法の支配を共有し、すべての国が公平に国際刑事司法へ参加できる制度の実現を目指し、建設的な議論と



国際協力を推進していく。

Trinidad and Tobago

「正義とは、力を持つ者だけに与えられるものではありません。声を上げることのできない人々にも、必ず届かなければならないものです。」

私たちトリニダード・トバゴ共和国は、ICCを単なる犯罪を裁く機関ではなく、世界中の被害者に正義を届けるための最後の希望であると考えます。国家の大きさ、軍事力、政治的影響力によって正義の価値が変わることがあってはなりません。小さな島国である私たちにとって、国家の力ではなく国際法によって公平性が守られる世界こそ、真に公正な国際社会です。

しかし現在、政治的圧力や国家間の対立によって、ICCが本来果たすべき役割を十分に発揮できない状況が生じています。正義が政治によって左右されるとき、最も苦しむのは、自らの権利を守る力を持たない被害者です。

私たちが求めるのは、特定の国家を裁くためのICCではありません。すべての人々が「正義は存在する」と信じることのできるICCです。

私たちは、力によって決められる正義ではなく、法によって守られる正義を選びます。正義は一部の国のためにあるものではなく、国際社会全体が守るべき共通の価値です。

私たちは、世界で最も弱い立場にある人々にも正義が届く国際社会を実現するため、独立し、信頼され、実効性のあるICCの構築に向けて、すべての締約国と協力してまいります。

Tunisia

チュニジアは、国際刑事裁判所(ICC)が国際社会における重大な犯罪の不処罰を防ぎ、国際的な正義を実現するために重要な役割を果たしていると考えます。一方で、ICCの実効性を高めるためには、司法の独立性、公平性、透明性を確保するとともに、加盟国との協力を強化する必要があります。

第一に、ICCの実効性強化のため、Independent Expert Review(IER)を継続的に活用し、裁判所の制度や運営について外部からの客観的な検証を行うべきである。これにより、ICCの公平性・透明性・効率性を向上させ、国際社会からの信頼を高めることができる。また、判事や検察官を政治的圧力から保護する国際的な共通ガイドラインを整備し、国連との連携を強化することで、司法の独立性を確保すべきである。

第二に、ICCの活動に対する国家間の協力を強化する必要がある。チュニジアは、ICCを積極的に支持するEU加盟国、日本、カナダ、韓国、ニュージーランドなどと協力し、さらにICCを支持しつつ制度改革を求めるアフリカ諸国とも連携を深めたい。

チュニジアの提案に対しては、「国際ガイドラインには法的拘束力がない」「先進国の負担が大きい」といった批判が予想される。しかし、国際的な共通原則として政治的圧力への抑止効果を高め、国連との情報共有や共同声明によって実効性を補完できる。また、費用については、すべての締約国が責任を共有し、経済力に応じた応能負担を導入することで、公平性と持続可能性を確保できると考える。



Uganda

ウガンダ政府は、北部で凄惨な人道犯罪を繰り返していた反政府勢力「神の抵抗軍(LRA)」とその指導者ジョセフ・コニーらを自らICCに付託(セルフ・リファラル)しました。これはICC史上初の付託例です。その後ICCによる逮捕状発行がLRAとの和平交渉の障壁になったとの批判が起きました。現地社会では、罰すること(刑事司法)以上に、伝統的な和解手続や恩赦による「紛争の終結と平和の定着」が切望されました。

政府側の罪は問われず反政府勢力ばかりが標的となったことや、アフリカの指導者に対する逮捕状追及を背景に、ウガンダはアフリカ連合(AU)とともに「ICCの捜査はアフリカに偏っている(二重基準)」「主権や現職首の免責を無視している」と批判を強めました。

その結果ICCだけに頼る姿勢を改め、ウガンダ高等裁判所に「国際犯罪部門(ICD)」を設置。

国内で自ら重大犯罪を裁く能力(補完性)を着実に構築してきました。

ウガンダの考えはICCの脱退ではなく自立した立場になることと内部からの制度改革です。

国際社会からの強権的な介入を嫌い、「まず各国が自国の司法で裁くべきだ」と考えます。そして厳格な処罰手続(逮捕状)が、進行中の停戦・和平交渉を崩壊させてさらなる犠牲者を生む事態を最も警戒しています。また欧米大国の関心や資金力によって捜査対象が誘導されたり、大国の主導者に甘く途上国に厳しい運用を改め、公平なガバナンスを求めています。

ウガンダの提案する政策は国内の司法体制の強化そして他の国と連携して「逮捕状の執行よりも平和交渉や停戦を優先できるルール」や「制裁ではなく司法支援・技術協力を軸とした協力体制」をICCへ提案します。また特定の国による政治的圧力を防ぐ全加盟国共通の「検察官・判事保護ガイドライン」の策定を推進すると同時に、大国主導の「特定目的の寄付金」の便途を厳格に規制・再分配するルール作りをするといった政策を提案します。

Ukraine

ウクライナはICCが国際法の支配を維持し、戦争犯罪や人道に対する罪、ジェノサイドなどの重大犯罪の不処罰を防ぐために不可欠な機関であると考えている。現在、ウクライナでは武力紛争が続いており、多数の民間人が被害を受けている。ICCがこれらの犯罪について捜査を進め、責任者に逮捕状を発付したことは、国際司法の重要性を示す一方、逮捕状が執行されないというICCの実効性の課題も明らかにした。

ウクライナは、ICCの最大の課題は執行力の不足であると考えている。ICCは独自の警察権を持たず、逮捕状の執行を各締約国に依存しているため、国際犯罪の容疑者が裁判を免れる事例が存在する。この状況を改善するため、締約国による協力義務の履行を強化し、逮捕状の執行状況を締約国会議が定期的に確認する制度を導入すべきである。また、捜査能力や証拠保全能力を向上させるため、ICCへの十分な財政支援や技術支援を行うことも重要である。

さらに、ウクライナはICCの政治的中立性と独立性を維持することを重視する。いかなる国家も政治的理由によって国際司法を妨げるべきではなく、すべての重大犯罪は法に基づき公平に裁かれなければならない。同時に、一部地域への偏りが指摘されていることを踏まえ、透明性の向上や加盟国との対話を進めることも必要である。

また、ウクライナは、ICCが世界中で公平に信頼される司法機関であり続けるためには、加盟国・非加盟国を問わず対話を継続し、国際社会全体の理解と協力を促進することが重要であると考えている。さらに、武力紛争の被害者や証人の保護、デジタル証拠を含む証拠保全体制の強化は、公正な裁判を実現する上で欠かせない。これらの改革を通じて、ICCが重大な国際犯罪に対し、より迅速かつ実効的に対応できる体制を構築すべきである。

以上より、ウクライナは「ICCの実効性の強化」「締約国の協力義務の強化」「司法の独立性の維



持」「公平性と透明性の向上」を柱としたICC改革を支持する。

United Kingdom

イギリスは、法の支配及びルールに基づく国際秩序を外交の基本原則とし、国際刑事裁判所（ICC）がジェノサイド、人道に対する犯罪及び戦争犯罪等の重大な国際犯罪に対する責任追及を通じて、国際社会の平和と安全に重要な役割を果たしていると考え。その一方で、ICCは締約国の協力に大きく依存しており、逮捕状の執行や証拠収集の停滞、国内司法能力の格差、裁判手続の長期化などにより、その実効性が十分に発揮されていないという課題を抱えている。

イギリスは、これらの課題を解決するためには、ICCの権限を拡大するのではなく、補完性原則及び司法の独立性を維持しつつ、締約国間の協力体制と制度運営を強化することが重要であると考え。具体的には、ローマ規程締約国会議（ASP）の下にICC協力履行レビュー制度を設け、逮捕状の執行や証拠提供等に関する各国の協力状況を定期的に共有することで、透明性と説明責任の向上を図るべきである。また、ICC、国連及び地域機関が連携し、各国の裁判官・検察官の育成や国内法整備を支援する能力構築を推進するとともに、未締約国との対話を継続し、ローマ規程への理解と参加を促進することが、国際刑事司法の普遍性の向上につながると考える。

さらに、ICCの独立性及び信頼性を確保するため、判事・検察官に対する不当な政治的圧力に対して締約国が協調して外交的に対応する指針の策定、外部専門家による運営評価の実施及び財政基盤の安定化を推進すべきである。これらの取組は、司法の独立を維持しながら透明性と説明責任を高め、ICCへの国際的な信頼を一層強固なものにすると確信している。

イギリスは、本会議において法の支配、補完性原則及び多国間協力という共通の理念を尊重しつつ、各国及び地域機構が抱える多様な立場や課題にも真摯に耳を傾け、建設的かつ柔軟な対話を通じて実効性ある合意形成に貢献する用意がある。

Uruguay

ウルグアイは、国際法と法の支配を重視する立場から、ICCが国際社会において重大な国際犯罪を裁く重要な役割を果たしていると考え。しかし現在、ICCは独自の警察機関を持たず、加盟国の協力がなければ逮捕状を執行できないという課題を抱えている。また、非締約国の存在や政治的影響により、その実効性や信頼性が十分に確保されているとは言えない。

このような状況を改善するため、締約国同士の協力をさらに強化することが最も重要であると考え。逮捕や証拠提供などの司法協力を促進し、各国が責任を持ってICCへ協力することで、重大な国際犯罪を犯した者が処罰を免れることを防ぐことができる。

さらに、ICCが公平で信頼される裁判所であり続けるためには、裁判や捜査の効率化、十分な財政的支援、情報公開の充実などの制度改革も必要である。裁判官や検察官が政治的圧力を受けることなく職務を遂行できる環境を整えることは、ICCの独立性を守る上でも欠かせない。

ウルグアイは、多国間協力を重視する立場から、ICCを支持する各国と連携しながら、実効性と信頼性の双方を高める制度改革を進めることを目指す。そして、法の支配に基づく国際秩序を維持し、重大な国際犯罪を許さない国際社会の実現に貢献していきたい。

Venezuela

まず申し上げなければならないことは、ベネズエラは7月24日、ICCからの脱退を通告したというこ



とです。
我々が最も問題視しているのが、ICCでは国家主権が十分に尊重されていないという事実です。補完性原則という大原則があるにもかかわらず、国家の捜査行為を恣意的に意味のないものと判断して捜査を行おうとするというのは、補完性原則の拡大解釈であると考えます。
そもそも、ICCの実効性が低い最も大きな問題とは何でしょうか。それは、アメリカをはじめとする、多くの大国がいまだ参加していないという点です。加盟していなければ、いくら高潔な理想を持って厳格に作られた諸規定も、十分な効力を発揮できません。多少規制が緩くなっても、より多くの国々をICCに賛同できるようにすることが、ICCの未来にとって不可欠といえます。
それでは、より多くの国がICCに賛同できるようにするには、具体的に何を行えばよいのでしょうか。我々が掲げる理念・政策は、「国家主権の尊重」「現職の国家元首の訴追停止条項」「地理的偏重性の改善」の主に3つです。
国家主権の尊重とは、ICCの捜査に関して、その対象国による同意を不可欠とする内容です。これによって、より多くの国が参加できる未来につながります。
「現職の国家元首の訴追停止条項」とは、国家元首がその地位にある間は、訴追行為を停止し、在任期間が終了したのちに手続きを再開するという内容です。現状、現職の国家元首を在任中に逮捕できた例はないのに、逮捕状を発行することで加盟国の脱退を招くといった事態が発生しており、この政策により多くの国々を参加させたり、または脱退を防いだりすることが考えられます。
「地理的偏重性の改善」とは、ICCの捜査に地理的な偏りがあることを認め、それを改善していくことを目指す理念です。これにより、それらの理由でICCに不信感を抱いている国々が脱退することを防げると考えられます。
以上が主に我々が掲げている理念・政策です。
ベネズエラは、ベネズエラという一つの国の代表ではなく、ICCに懸念を抱く国々の声を届ける立場として、ICCを改革していくことを目指します。

Zambia

Position Paper

ローマ規程締約国会議(ASP)

議題: 国際刑事裁判所(ICC)改革

ザンビア共和国

ザンビア共和国は、ICCがジェノサイドや戦争犯罪などの重大な国際犯罪を裁き、法の支配を実現するために不可欠な機関であると考えます。そのため、ICCから脱退するのではなく、制度を内側から改革し、実効性と公平性を高めることを支持する。

現在、ICCは逮捕状の執行率の低さ、主要国の未加盟、特定地域への捜査の偏りが指摘される「二重基準」、財政・人的資源の不足などの課題を抱えている。また、途上国では国内法の未整備によりローマ規程を十分に履行できない場合も多い。

これらの課題を踏まえ、ザンビア共和国は次の三点を提案する。

第一に、**「法整備サポート制度」**を創設し、国内法が未整備な締約国に対して、法制度整備や人材育成を支援する仕組みを構築する。



第二に、現職国家元首の逮捕義務と外交特権の関係について共通の運用指針を策定し、加盟国が統一した基準の下で対応できるようにする。

第三に、ICCの透明性と加盟国との協力体制を強化する。裁判官・検察官の選考の透明化、加盟国間の証拠収集や逮捕協力の促進、安定した財政基盤の確保を進めることで、ICCの信頼性と実効性を高めるべきである。

ザンビア共和国は、不完全さを理由に制度から離脱するのではなく、加盟国が対話と協力を通じて制度を改善することが、公平で信頼される国際刑事司法の実現につながると考える。